

第2章 火山災害予防計画

第1節 火山災害に強い地域づくり

第1款 土地保全事業の推進

第1項 基本方針

霧島山火山の噴火により、溶岩流や火砕流、泥石流・土石流が流下する可能性があり、また斜面崩壊や地すべりなどの土砂災害も予想される。霧島火山周辺は、地形地質条件からみて土砂災害を起こしやすく、火山噴火と豪雨とが重なると大きな被害が発生する恐れもある。

火山災害に強い県土の形成を図るため、治山・治水事業、砂防事業、その他の土地保全事業の火山災害対策事業を計画的・総合的に推進するものとする。

第2項 対策

1 治山事業の推進

【九州森林管理局、県】

霧島山火山周辺の河川沿いの低地やシラス台地上には古くから市街地や農地として利用されている。生産性が低く、しかも水に対して極めて弱いため、本県のような台風、豪雨の頻度が高いところでは、山腹崩壊による災害を受けやすく、火山噴火と豪雨とが重なると大きな被害が予想される。

治山事業は、「森林法」「地すべり等防止法」に基づき実施されており、「森林整備保全事業計画」に基づき緊急かつ計画的に推進し、荒廃森林の復旧、山地災害危険地区の解消及び水源地域の水土保全施設の整備に努めるとともに、保安林機能の強化を図るため、保安林改良及び保育事業を実施し、国土保全、水源かん養等

の公益的機能の維持増進に努める。

2 治水事業の推進

(1) 大淀川・川内川水系の治水事業

霧島火山の噴火危険地域及びその下流域である大淀川・川内川水系について、火山災害に伴う氾濫等の河川災害を防止するため、河川改修事業を推進する。

3 砂防事業の推進

【九州地方整備局、県】

霧島山火山には、地形地質条件からみて荒廃しやすい溪流が多く、出水時においては山崩れや侵食崩壊が起こりやすい。このように河川の水源地帯の溪流では、土砂崩壊と土砂流出によって土砂災害が起こりやすく、下流河川の護岸堤防はもとより家屋、公共施設、田畑などに多大の災害を発生させる原因となる。本県は、台風常襲地帯で年間降水量も2,500mmと多く、昔から土砂災害に悩まされてきた。

一方、最近の災害発生の傾向として、一見安定した河状、林相を呈している地域に異常豪雨による土石流が発生し、人家集落に甚大な災害をもたらしている。

以上のような本県の実状及び予想される火山噴火災害に鑑み、国の社会資本整備重点計画に基づき、次の事項について計画的に整備を進める。

(1) 土石流対策

大淀川・川内川の水系の霧島山地域の重荒廃山地・一般荒廃山地の保全を推進するとともに、土石流の危険度の高い溪流には必要な砂防設備などの対策を講ずる。

(2) 地すべり対策

【 県 】

霧島山火山周辺には起伏の激しい地区が多く、地すべりをおこす危険のある区域が多く存在している。このため、噴火が発生した場合だけでなく、日常的にも危険性のある地域となっている。

地すべりの危険度の高い地域には必要な地すべり防止対策を講ずる。

(3) 急傾斜地対策

【 県、市町村 】

霧島山火山周辺には起伏の激しい地区が多く、がけ崩れをおこすおそれのある危険箇所が多く分布している。

これらの危険箇所には、必要な対策を講ずる。

第2款 火山災害に強いまちづくり

第1項 基本方針

霧島山火山及びその周辺地域は、火山災害の危険区域であると同時に生活の場でもある。住民が安心して快適な生活が営めるよう、火山災害の危険区域において、防災施設整備を進めるとともに安全の確保しやすい地域づくりを推進するものとする。

第2項 対策

1 警戒避難体制の強化・拡充

(1) 危険区域の土地利用抑制

【県、市町村】

霧島火山噴火災害危険地域と想定される地区（噴出岩塊危険地区、溶岩流火砕流危険地区、火山ガスの噴出地帯、土石流・泥流地区）内では開発整備を抑制する。やむをえず施設整備の必要がある場合には、これら危険性の高い地区であることを十分念頭に入れた上で整備するなど指導、誘導を行い、被害を最小限に食い止めるよう事前対策を講ずる。

(2) 監視・観測機器等の整備

【県、市町村、九州地方整備局】

監視カメラやガス探知機等の警戒避難体制の整備に必要な機器の整備を図る。また、霧島山火山の動向を観測かつ研究している各研究機関とのネットワーク化を図り情報の交換とともに、噴火の危険性を早く住民に知らせる体制づくりを推進する。

2 避難道路の整備

【西日本高速道路株式会社、県】

火山噴火による危険から逃れるため、霧島山火山の特性を十分考慮のうえ短時間に多数の住民等が避難可能となる避難道路の整備に努める。霧島山火山内にいる観光客や観光業者等が素早く避難できるよう既存道路の主要地方道小林えびの高原牧園線、えびの高原小田線をはじめ、九州自動車道、宮崎自動車道そして国道221、223号等の道路を活用し整備を図る。

また、日常から、のり面や擁壁の点検に努め、道路上に堆積した火山灰等、障害物を速やかに除去できる体制の整備を図って避難道路として整備していく。なお、これら道路には避難道路の標識を設置し、避難方向も明記する。

3 退避舎・退避壕等の整備

【県、市町村】

噴出岩塊の落下が予想される地区については、今後、退避舎や退避壕を整備するよう努める。具体的には既存の道路沿いや、霧島道路、九州自然歩道沿いに整備する。

4 避難場所の整備

【県、市町村】

大きな噴火が予想されるときは、危険区域で生活している住民は速やかに危険区域外に避難することが必要である。霧島山火山の噴火は過去の経緯などから避難期間が長期間に及ぶことはないと予測されているが、万一の場合を想定し、避難所として専有できる施設を設け、長期間の避難生活に耐えられる設備の整備に努める。この避難所は火山災害用だけでなく他の災害の避難所とし

第2章 火山災害予防計画

第1節 火山災害に強い地域づくり

第2款 火山災害に強いまちづくり

でも活用する。

なお、関係市町村は避難所が不足する場合に備え、隣接市町村との避難所の提供に関する広域の協力体制の整備を図るものとする。

5 公共施設等の安全性の確保

【県、市町村】

不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関、防災拠点等の応急対策上重要な施設については、不燃堅牢化を推進するなど火山災害に対する安全性の確保に努める。

公共施設の立地条件等の安全性の点検を適宜実施し、点検に基づき安全性に問題のある箇所及び緊急性の高い箇所から計画的・重点的に施設の改修、整備等を実施する。

6 ライフライン施設等の代替性の確保

【県、市町村、九州電力株式会社、宮崎ガス株式会社、宮崎県LPガス協会、西日本電信電話株式会社】

上水道、下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、火山災害に対する安全性の確保を図るとともに必要に応じて系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等により代替性の確保を進める。

7 観光客等の安全の確保

【県、市町村】

霧島山火山周辺には多くの観光客が訪れ、滞在している。これらの観光客及び観光事業者に対する安全性の確保を図るため、霧島山火山の危険性を周知させるとともに、噴火等の火山災害が発生した場合の情報の伝達、安全な避難の確保等についての対策を推進する。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第1款 災害発生直前における体制の整備

第1項 基本方針

火山噴火及び火山災害の発生の恐れがある場合に、住民や観光客等の安全確保及び円滑な災害応急対策が実施できるよう、予め情報伝達体制、避難誘導体制を整備しておく。特に火山災害の場合、避難に緊急を要する場合もあり得ることから、危険区域へ直ちに情報を伝達できるようにする。

第2項 対策

1 火山情報等の伝達体制の整備

【県、市町村、宮崎地方気象台、防災関係機関】

火山情報等の発表基準、通報・伝達経路については、第3章第1節第1款「火山災害に関する情報の伝達」のとおりであるが、県及び市町村は、気象台及び防災関係機関との連携をとりながら、霧島山火山活動に異常な現象が生じた際に、情報伝達活動が円滑に行えるように体制の整備を図る。

特に霧島山及びその周辺においては、住民及び観光客の間で多くの情報が輻輳し、あるいは途絶するなど、情報が混乱する恐れがあるとともに、火山活動状況によっては避難等に緊急を要することもあり得る。そうした場合でも、正しい情報を住民・観光客に伝達できるよう情報伝達のネットワーク化を推進するものとする。

2 避難誘導体制の整備

【県、市町村】

(1) 地域住民に対する避難誘導体制の整備

県及び市町村は、住民の生命・身体等に危険が生じる恐れがある場合に迅速かつ円滑な避難誘導活動が行えるよう、予め避難計画を作成しておくとともに、避難所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

(2) 災害時要援護者に対する避難誘導体制の整備

県及び市町村は、地域住民、自主防災組織、老人福祉施設等と連携しながら、高齢者、心身障害者その他いわゆる災害時要援護者の発災時の避難誘導体制の整備に努める。

(3) 観光客に対する避難誘導体制の整備

霧島山火山周辺地区には多くの観光客・宿泊客がみられる。県及び市町村は、不特定多数の利用が予定されている施設の管理者に対して、霧島山火山防災マップを掲示するなどして火山の特性を周知する他、速やかに避難誘導するための計画を作成し、訓練を行うよう指導する。

また、県及び市町村においても、災害時に観光客、宿泊客等の避難誘導が円滑に実施されるよう、訓練の実施に努めるものとする。

(4) 避難誘導のための警報装置等の整備

県及び市町村は、地域住民や観光客等が集中し、かつ予め火山ガス等の噴出の危険性があると判断される地区には、事前にガス探知機等を常設し、警戒避難に備える。

第2款 情報の収集・連絡体制の整備

第1項 基本方針

火山噴火に伴う情報は、住民から送られてくる噴火前兆現象や被害に関する情報、県及び市町村が収集する情報及び気象台から発表される火山情報とに大きく区分される。

火山情報はさらに、火山観測情報、臨時火山情報、緊急火山情報及び毎月の活動状況を解説した火山活動解説資料とに区分される。

住民や観光客等の安全な避難のためには、これらの情報を正確かつ迅速に伝達することが重要であり、事前にこれらの体制を整備するものとする。

第2項 対策

共通対策編第2章第2節第1款によるほか、次によるものとする。

1 住民からの連絡体制

関係市町村は、住民からの前兆現象及び被害情報等が円滑かつ迅速に伝達できるようにあらかじめ連絡体制を整え、住民への周知徹底を図るものとする。

2 気象庁との連携強化

県は、住民及び関係機関からの情報を入手したときは、直ちに宮崎地方気象台に情報を伝達し、また、気象台が観測等によって得た噴火に関する情報を速やかに県危機管理局（災害対策本部が設置されているときは、災害対策本部）へ連絡しあえるように体制及び施設・設備の整備を推進し、相互の連絡強化を図っていくものとする。

3 大学等研究機関等との連携

県は、住民及び関係機関等からの情報を入手したときには、直ちに東京大学地震研究所霧島火山観測所に情報を伝達し、また、その観測等によって得た噴火に関する情報を速やかに県（危機管理局）へ連絡しあえるように体制及び施設・設備の整備を推進し、相互の連絡強化を図っていくものとする。

4 情報の分析整理

(1) 霧島山火山対策連絡会議の開催

【県、市町村、関係機関】

県及び関係市町村は、収集した情報を的確に分析整理するため、霧島山火山の観測・研究に携わっている東京大学霧島山火山観測所の研究員等による情報交換の場として「霧島山火山対策連絡会議」を開催し、情報の分析能力を高め、かつ、お互いの人間関係を深め、情報が正確に伝達できる体制を確立しておく。（第3章第1節第2款「霧島山火山対策会議の開催」参照）

(2) 災害情報システムの充実・強化

県は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の最新データの収集・備蓄に努め、必要に応じ災害対策を支援するシステムの構築についても検討を行うものとする。

第3款 活動体制の整備

第1項 基本方針

霧島火山で火山災害が発生した場合もしくは災害の恐れがある場合に、迅速かつ円滑な災害応急対策の実施を図るため、県、関係市町村及び防災関係機関は、活動体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化していくものとする。

第2項 対策

共通対策編第2章第2節第2款によるほか、次によるものとする。

1 「霧島山火山対策連絡会議」の設置

霧島山火山が噴火等し、災害が発生したりする恐れがある場合に、霧島山の活動に関する情報等の収集、避難収容活動に関する調整及び応急対策の連絡調整、相互応援体制の確立等を推進するために「霧島山火山対策連絡会議」を設置する。

(第3章第1節第2款参照)

第4款 消防、救急・救助体制の整備

第1項 基本方針

火山災害時には、死傷者の発生や火災の発生が予想される。これを最小限にとどめるため、消防力の充実強化、救急・救助体制の整備など、消防対応力・救急対応力の強化を図る。

第2項 対策

共通対策編第2章第2節第3款によるほか次によるものとする。

1 林野火災への備え

【県、市町村】

熱い火山噴出物によって林野火災が発生する可能性がある。そこで林野火災に備え、林野火災空中消火資機材の整備を進めるとともに、消防組織法第24条の3の規定に基づく広域航空消防応援及び自衛隊の災害派遣等による空中消火体制を検討する。

第5款 医療救護体制の整備（共通対策編）

第6款 緊急輸送体制の整備（共通対策編）

第7款 避難収容体制の整備（共通対策編）

第8款 備蓄に対する基本的な考え方（共通対策編）

第9款 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備（共通対策編）

第10款 被災者等への的確な情報伝達体制の整備（共通対策編）

第11款 災害弱者等安全確保体制の整備（共通対策編）

第12款 二次災害防止体制の整備

第1項 基本方針

ひとたび火山噴火が始まると、その後豪雨等に伴う土砂災害の発生が予想される。有効な二次災害防止活動を行うため、日頃からの対策及び活動を推進する。

第2項 対策

1 土砂災害防止体制の整備

【県、市町村】

豪雨等に伴う土砂災害等の二次災害を防止する体制を整備するとともに、土砂災害等の危険度を応急的に判定する技術者の養成、並びに事前登録など活用のための施策等を推進するものとする。

第2章 火山災害予防計画

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第13款～第14款

第13款 防災関係機関の防災訓練の実施（共通対策編）

第14款 災害復旧・復興への備え（共通対策編）

第3節 県民の防災活動の促進

第1款 防災知識の普及

防災知識の普及については、共通対策編第2章第3節第1款による他、次のとおりとする。

(1) 火山災害時の行動マニュアル等の資料作成・配布

【県、市町村】

県及び関係市町村は、それぞれの火山の特質を考慮して、霧島山火山防災マップを基にした火山災害時の行動マニュアル等を作成し、それを基に研修を実施する等防災知識の普及啓発に努める。

(2) イベント等の開催

【県、市町村】

県及び関係市町村は、防災週間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、火山災害や二次災害の防止に関する総合的な知識の普及に努める。

第2章 火山災害予防計画

第3節 県民の防災活動の促進

第2款～第3款

第2款 自主防災組織等の育成強化（共通対策編）

第3款 ボランティアの環境整備（共通対策編）

第4節 火山災害及び火山災害対策に関する研究 及び観測等の推進

第1項 基本方針

地域住民、観光客等の安全を確保するには、迅速な避難活動を始め、的確な応急活動が必要である。そのため、火山災害や災害対策等に対する研究を推進するとともに、観測活動の充実を図るものとする。

第2項 対策

1 火山災害及び火山災害対策に関する研究の推進

(1) 研究機関と行政機関の連携

【県】

県は、火山災害及び火山災害対策に関する研究機関と行政機関の連携を推進し、防災施策に生かすよう国等に要請する。

2 火山観測及び研究体制の充実等の要請

【県、市町村】

火山噴火による災害を軽減するためには、平常から火山の監視に努め、いち早く噴火の前兆を把握することが重要である。

そのために、県及び関係市町村は、気象台、大学等の火山観測及び研究体制の充実等が図られるよう国の関係省庁機関等に要請する。